

高知県 **特別高圧** 電気料 高騰緊急支援給付金(第5期)のご案内

高騰する電気料金の負担を軽減し、県内での事業運営を支援します。

給付対象者

高知県内に所在する事業所において、電気を特別高圧契約(※1)で受電・利用している
①鉱工業(※2)、②商業施設を営む者、③該当商業施設内のテナント事業者

(※1) 低圧(商店・一般家庭など)、高圧(中小ビル・中小規模工場など)ではない7000V超の電圧契約

(※2) 日本標準産業分類の大分類C鉱業、採石業、砂利採取業及び大分類E製造業に該当する者

大企業(みなし大企業含む)については、令和6年7月～令和7年6月までの間に決算期のあった事業年度において本県内の特別高圧を利用する事業所・店舗の営業利益額が前事業年度比で減少している者が対象となります。

申請受付期間

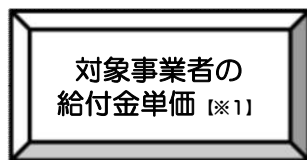
令和7年10月1日(水)～11月30日(日)まで

給付対象期間

令和7年7月～9月利用分

給付内容

給付対象期間に使用した特別高圧電力使用量(実績値)に対し、1キロワットアワ-当たり給付金単価を乗じた金額を給付します。



× 申請する期間の
特別高圧電力使用量 = 給付額

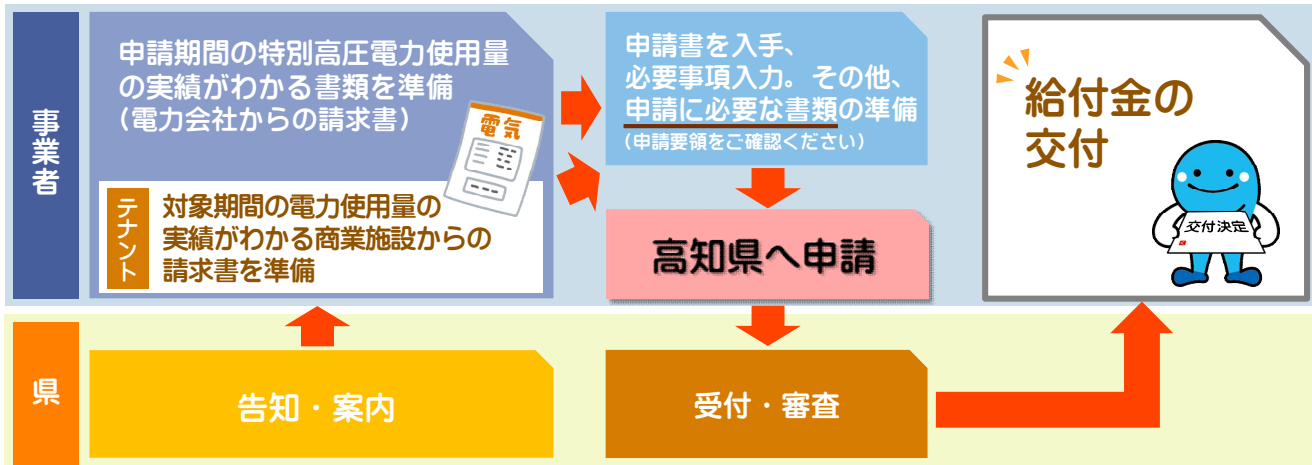
【※1】 給付金単価は、各月の値引き単価(以下参照)を元に所定の計算式を用いて、事業者ごとに算出します。
<申請書に必要な数値を入力していただければ、自動で計算されますので、まずは申請書類をダウンロードしていただくことをお勧めします。>

各月の値引き単価

令和7年 7・9月：1.0円
8月：1.2円

※大企業(みなし大企業含む)の場合は、1/2を乗じた額となります。

給付までの主な流れ(イメージ)



申請書のダウンロードや要綱・要領の確認はコチラ

下記の掲載ページに、必要書類(申請書など)、各期の要綱および要領のダウンロードデータを掲載しています。

高知県特別高圧電気料高騰緊急支援給付金 第5期についてのお知らせ

高知県HP→商工労働部→商工政策課→特別高圧電気料への支援について

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024021400210/>



事務局への申請はコチラ 電子申請または郵送にて受け付けております。

高知県電子申請システム

- いつでも、どこでも、行政手続きをインターネットで行うことができます -



第5期申請受付はこちら

令和7年7・8・9月利用分

申請受付期間 | 令和7年10月1日(水) ~ 11月30日(日)

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=15890

郵送による申請

簡易書留・特定記録など、必ず追跡できる方法で、申請書類一式を下記事務局宛てに郵送してください。* 郵送料は申請者にてご負担をお願いします。

お問い合わせ



高知県特別高圧電気料高騰緊急支援給付金事務局
(〒780-8570 高知市丸ノ内丁目2番20号 高知県商工労働部商工政策課内)

お気軽にお問い合わせください。
〈受付時間〉午前8:30～午後5:15まで(平日のみ)

088-823-9541